

三条市地区協議会について

1 設置の目的

三条市地区協議会は、三条市総合計画に掲げる事業の進捗状況等について協議するため、三条地区、栄地区及び下田地区にそれぞれ置かれ、当該設置地区ごとに係る所掌事項について、市長の求めに応じて協議し、意見を述べるため設置します。

2 設置期間

三条市総合計画の計画期間である8年間としており、平成27年4月1日から令和5年3月31日まで設置します。

3 所掌事項

それぞれの地区に関係する三条市総合計画に掲げる事業の進捗状況、三条市総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画の変更、新市建設計画に掲げる事業の進捗状況、その他市長が必要と認める事項に関し協議し、意見を述べるものとします。

4 組織及び任期

協議会は、委員15人以内で組織し、委員の互選により会長、副会長を選出します。また、委員の任期は2年で、補欠の委員は前任者の残任期間となります。

5 会議

協議会は会長が招集し、会長が会議の議長となります。また、協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないこととなります。

協議会は原則として公開で行いますが、会長が必要と認める場合は、協議会に諮った上で公開しないことができます。

6 意見等の聴取

会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができます。

三条市地区協議会設置要綱

(設置)

第1条 三条市総合計画に掲げる事業の進捗状況等について協議するため、三条地区、栄地区及び下田地区にそれぞれ地区協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 協議会の設置期間は、令和5年3月31日までとする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、当該設置地区ごとに、当該設置地区に係る次に掲げる事項について、市長の求めに応じて協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 三条市総合計画に掲げる事業の進捗状況に関する事。
- (2) 三条市総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画の変更に関する事。
- (3) 新市建設計画に掲げる事業の進捗状況に関する事。
- (4) その他市長が必要と認める事。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該設置地区に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。ただし、第2号及び第4号に掲げる者の住所の要件については、この限りでない。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選任された者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、2分の1以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、協議会に諮って公開しないことができる。

(意見等の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。